

プロメタジン塩酸塩注使用に関して

適応外使用する医薬品等の名称	薬剤名： ヒベルナ注 一般名： プロメタジン塩酸塩注
本医療の対象となる方	対象： 内服不可のせん妄患者 実施場所： 外来、注射室、各病棟
実施期間	2024年1月～
概要	<p>① せん妄に対する投与</p> <p>【添付文書に記載された使用方法】</p> <p>効能・効果：パーキンソニスム、麻酔前投薬、人工(薬物)冬眠、感冒等上気道炎に伴うくしゃみ・鼻汁・咳嗽、皮膚疾患に伴うそう痒(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、薬疹、中毒疹)、枯草熱、アレルギー性鼻炎、じん麻疹、血管運動性浮腫、振せん麻痺、動揺病</p> <p>【適応外となる使用方法】</p> <p>せん妄に対して投与</p> <p>【適応外使用する理由・根拠】</p> <p>書籍等において治療選択肢として記載(せん妄対策 成功への道しるべ 国立病院機構 神戸医療センター緩和ケア室長 山川宣 著)</p> <p>【想定される不利益】</p> <p>添付文書に記載された用法用量に準じて治療を行うため、一般的に想定される副作用と同等と考えられる。</p> <hr/> <p>② 点滴静注による投与</p> <p>【添付文書に記載された使用方法】</p> <p>1回5～50mgを、皮下あるいは筋肉内注射する。</p> <p>【適応外となる使用方法】</p> <p>生理食塩水・ブドウ糖に混注し点滴静注する。</p> <p>【適応外使用する理由・根拠】</p> <p>かなり以前には静注・筋注・皮下注の適応があったが、1975年の再評価時に静注が外された経緯がある。</p> <p>理由としてはあまり明確ではないが、おそらくその当時、静注での使用例が少なかったこと、米国で静注での使用の際に速度、濃度などについて細かい規定があった為、安全性の面で問題があるだろうと思われた事によるものと考えられる。</p> <p>【想定される不利益】</p> <p>点滴静注した文献では、配合変化や刺入部の異常などを含む副作用などについての報告は無い。</p>